

【シンガポール】商標（国境執行）規則及び地理的表示（第 10 条における規制品目）規則の一部改正並びに著作権（国境執行費用）規則の制定について

2019 年 11 月 13 日
ジェトロ・バンコク事務所

2019 年 11 月 5 日、シンガポール法務省は、商標（国境執行）規則（"Trade Marks (Border Enforcement Measures) Rules"）を一部改正するための規則（"The Trade Marks (Border Enforcement Measures) (Amendment) Rules 2019"）及び地理的表示（第 10 条における規制品目）規則（"Geographical Indications (Prescribed Goods under Section10) Rules 2019"）を一部改正するための規則（"Geographical Indications (Prescribed Goods under Section10) (Amendment) Rules 2019"）並びに著作権（国境執行費用）規則（"Copyright (Border Enforcement Measures Fees) Regulations 2019"）を公布した。

これらの規則は、知的財産（国境執行）法（"Intellectual Property (Border Enforcement) Act 2018"）に基づく商標法、地理的表示法及び著作権法の一部改正に対応するためのものであり、いずれも知的財産権侵害疑義品の国境での差押え等に関する具体的な手続きを定めている。これらの規則は 2019 年 11 月 21 日から施行される。

URL 等

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S750-2019/Published/20191112?DocDate=20191112>

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S748-2019/Published/20191112?DocDate=20191112>

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S744-2019/Published/20191112?DocDate=20191112>

本内容は、日本貿易振興機構が 2019 年 11 月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。